

社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会 理事、監事及び評議員の
報酬等に関する規程

(報酬等の支給)

第1条 社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会（以下「本会」という。）理事、監事及び評議員の報酬等は、本会定款第8条及び第22条に定めるとおり無報酬とする。

(改廃)

第2条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。